

令和2年9月3日
危機管理部

令和元年台風第19号の被害に係る世田谷区災害復興本部の廃止等について

令和元年10月12日（土）から10月13日（日）未明にかけて暴風雨となり、区内に大きな被害をもたらした台風第19号の対応として、10月10日（木）に災害対策本部を設置し「業務や行事の中止対応や避難所開設準備等の予防対策」などの取組みを行った。

その後、建物の損壊や浸水などの被害が多数発生しており、一刻も早い復旧・復興対策を実施していく必要があったことから、令和元年10月18日（金）に災害復興本部を設置し区民の生活支援等に取り組んできた。

この間、台風第19号に対する反省点や課題等について、全庁を挙げて風水害対策総点検を実施し、対応方針や具体の対応策を取りまとめた。

令和元年12月に第1回住民説明会を開催。第2回住民説明会を令和2年7月19日（日）・26日（日）に計4回、風水害対策総点検結果を踏まえた区の実施と浸水被害の検証について説明を行い、今後の区の水防活動等の取組み強化について報告した。また、これまで行ってきた区民生活支援への取組み等が一定程度終了したので、令和2年8月31日（月）にて災害復興本部を廃止した。

なお、浸水被害の検証については、令和元年12月に設置した「世田谷区令和元年台風第19号に伴う浸水被害検証委員会」での議論を踏まえて、区としての最終報告書が取りまとめられる予定である。

1 世田谷区災害復興本部廃止日

令和2年8月31日（月）

- 資料1 令和元年台風第19号に関する被害状況等
- 資料1-1 台風第19号に関する防災気象情報、避難情報、避難所開設状況等
- 資料2 令和元年台風第19号に関する区の対応
- 資料3 被災者支援メニュー一覧

令和元年台風第19号に関する被害状況等【危機管理部】

1 世田谷区の防災気象情報、避難情報、避難所開設状況等

別紙のとおり

2 区内の雨量

(期間：令和元年10月11日(金)14時00分～12日(土)23時30分)

雨量観測所	総雨量	10分間最大雨量	1時間最大雨量
烏山	292mm	8mm(10/12 20:48)	33mm(10/12 14:08)
世田谷	264mm	10mm(10/12 15:30)	34mm(10/12 15:47)
桜上水	280mm	9mm(10/12 15:29)	34mm(10/12 15:48)
北沢	270mm	13mm(10/12 15:28)	36mm(10/12 15:30)
上祖師谷	246mm	7mm(10/12 10:27)	27mm(10/12 14:10)
砧	274mm	8mm(10/12 13:24)	33mm(10/12 13:51)
上用賀	275mm	8mm(10/12 13:19)	34mm(10/12 13:50)
玉川	256mm	7mm(10/12 08:12)	31mm(10/12 13:50)

3 風の状況 (令和元年10月12日(土)21時12分)

区内最大瞬間風速 35.2m/秒(世田谷区役所)

4 排水・倒木等の状況

地域	浸水	倒木等	その他
世田谷	1件	8件	1件
北沢	0件	6件	5件
玉川	56件	31件	33件
砧	5件	20件	19件
烏山	1件	6件	6件
合計	63件	71件	64件

※水防担当の対応件数

※その他は主に道路上の飛散物処理や柵清掃など。土のう要請は含まない。

5 建物等の状況

- 屋根・外壁の飛散等 5件
 - 塀の倒壊等 1件
 - その他（樹枝の飛散等）1件 合計7件
- ※土砂災害警戒等担当（風害含む）の対応件数

6 停電の状況

- 北沢地域 北沢2丁目（約500軒）
 - 玉川地域 尾山台1丁目（約300軒）、尾山台2丁目（100軒未満）、
上野毛2丁目（約700軒）、玉堤1丁目（約1700軒）、
玉堤2丁目（約400軒）、野毛2丁目（約700軒）、
野毛3丁目（約700軒）、
 - 砧地域 船橋6丁目（100軒未満）
- ※令和元年10月15日（火）17時46分 全面復旧

7 区民利用施設被害状況

- 二子玉川緑地運動場冠水
- 兵庫島公園冠水
- 多摩川玉堤広場冠水
- 総合運動場体育館屋根防水シート破損
- 岡本福祉作業ホーム玉堤分場浸水

台風第 19 号に関する防災気象情報、避難情報、避難所開設状況等

(1) 防災気象情報、避難情報等

台風第 19 号の接近に伴い、令和元年 10 月 12 日（土）から 10 月 13 日（日）の未明にかけて暴風雨となった。区内では瞬間最大風速は 35.2 m/秒、1 時間最大雨量は北沢雨量観測所で 36 mm を記録した。

10 月	防災気象情報	区内の雨量 (区内雨量観測所における時間最大雨量)	区が発令した避難情報	避難所開設状況、避難者数 ()内の人数は当初数
11 日(金)	15:46 大雨・強風注意報 発表			
12 日(土)	4:14 大雨警報、洪水注意報 発表 6:32 洪水・暴風警報 発表			
10:00				自主避難所開設
11:00				【11時時点 避難者総数127人】 経堂(7)・上馬(15)地区会館 北沢タウンホール(15) 尾山台(18)・瀬田(2)・上野毛(5)地区会館 成城ホール(47)／喜多見東地区会館(3) 烏山区民センター(15)
12:00	12:50 多摩川はん濫注意情報(警戒レベル2 相当情報【洪水】)(氾濫注意水位到達)			
13:00		13:50 玉川 1時間最大雨量(31ミリ) 13:50 上用賀 1時間最大雨量(34ミリ) 13:51 砧 1時間最大雨量(33ミリ)		
14:00	14:00 多摩川はん濫警戒情報(警戒レベル3 相当情報【洪水】)(避難判断水位到達)	14:08 烏山 1時間最大雨量(33ミリ) 14:10 上祖師谷 1時間最大雨量(27ミリ)	14:45 多摩川の洪水に関する「避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)」発令	開設している自主避難所を避難所に切りかえ
15:00	15:50 多摩川はん濫危険情報(警戒レベル4 相当情報【洪水】)(氾濫危険水位到達)	15:30 北沢 1時間最大雨量(36ミリ) 15:47 世田谷 1時間最大雨量(34ミリ) 15:48 桜上水 1時間最大雨量(34ミリ)	15:40 多摩川の洪水に関する「避難勧告(警戒レベル4)」発令 対象地域全域：玉川1～4丁目ほか	【15時時点 避難者総数540人】 経堂(20)・上馬(45)・三宿(6)・下馬(2)地区 会館／宮坂区民センター(23) 北沢タウンホール(49) 瀬田(31)地区会館／尾山台小(40) 成城ホール(143)／喜多見東(32)・大蔵(4)・ 岡本(3)地区会館／砧南中(42)／成城さくら児 童館(3)／駒沢大学玉川キャンパス(39) 烏山区民センター(45)／上北沢地区会館(13)

16:00	16:30 多摩川はん濫危険情報(警戒レベル4相当情報【洪水】)(氾濫危険水位継続)		16:15 土砂災害に関する「避難勧告(警戒レベル4)」発令 対象地域全域:土砂災害警戒区域に指定されている地域の一部	
17:00	17:50 多摩川はん濫危険情報(警戒レベル4相当情報【洪水】)(氾濫危険水位継続)			
18:00			18:45 多摩川の洪水に関する「避難指示(緊急)(警戒レベル4)」発令 対象一部地域:玉川1・3丁目(堤外地のみ)	
19:00			19:30 多摩川の洪水に関する「避難指示(緊急)(警戒レベル4)」発令 対象地域全域:玉川1～4丁目ほか	【19時時点 避難者総数4,688人】 経堂(38)・上馬(75)・三宿(13)・下馬(19)地区会館／宮坂区民センター(66) 北沢タウンホール(97) 尾山台(140)・瀬田(105)・上野毛(200)地区会館／尾山台小(300)・瀬田小(200)・玉川小(58)、 尾山台中(400)・瀬田中(200) 成城ホール(934)／喜多見東(117)・大蔵(26)・岡本(61)地区会館／砧南中(285)／成城さくら児童館(29)／駒沢大学玉川キャンパス(900)／区立総合運動場体育館(300) 烏山区民センター(102)／上北沢地区会館(23)
21:00	21:10 石原水位観測所 水位6.21m (氾濫危険水位超過水位)	21:12 区内最大瞬間風速(35.2m/秒) (世田谷区役所)		
22:00	22:20 多摩川はん濫発生情報(警戒レベル5相当情報【洪水】) 22:30 田園調布(上)水位観測所水位10.81m (氾濫危険水位超過水位) 22:34 大雨特別警報 発表			

23:00	23:55 大雨特別警報 解除、大雨警報 発表			【23時時点 避難者総数5,376人(最大)】 経堂(46)・上馬(80)・三宿(17)・下馬(25)地区 会館／宮坂区民センター(73) 北沢タウンホール(86) 尾山台(160)・瀬田(131)・上野毛(150)地区会 館／尾山台小(500)・瀬田小(300)、尾山台中 (400)・瀬田中(300)・玉川小(65)・九品仏小(7) ／尾山台地域体育館(8) 成城ホール(957)／喜多見東(130)・大蔵(30)・ 岡本(66)地区会館／砧南中(330)／成城さくら 児童館(36)／駒沢大学玉川キャンパス(950) ／区立総合運動場体育館(340)・区立大蔵第二 総合運動場体育館(80) 烏山区民センター(93)／上北沢地区会館(16)
13日(日)	2:13 大雨警報 解除、大雨注意報 発表			
			4:55 多摩川の洪水に関する「避難指示(緊急)(警戒レベル4)」解除 土砂災害に関する「避難勧告(警戒レベル4)」解除	
8:00	8:19 大雨注意報 解除			
14日(月)				10:00 全避難所閉鎖完了

(2) 開設避難所

避難所(※当初開設施設は自主避難所として開設)は、10月12日(土)午前10時から順次開設し、10月14日(月)午前10時に避難者等の帰宅等を確認したうえで全ての施設で閉鎖した。

地域	施設数	開設施設	その他支援施設
世田谷	5施設	経堂地区会館・上馬地区会館・三宿地区会館・下馬地区会館、宮坂区民センター	
北沢	1施設	北沢タウンホール	
玉川	10施設	尾山台地区会館・上野毛地区会館・瀬田地区会館、尾山台小学校・瀬田小学校・玉川小学校・九品仏小学校、尾山台中学校・瀬田中学校、尾山台地区体育館	多摩川緑地公社(ホームレス対応) 尾山台地区会館(一時滞在施設)
砧	9施設	成城ホール、喜多見東地区会館・大蔵地区会館・岡本地区会館、成城さくら児童館、砧南中学校、駒沢大学玉川キャンパス、区立総合運動場体育館、区立大蔵第二運動場体育館	
烏山	2施設	烏山区民センター、上北沢地区会館	

令和元年台風第 19 号に関する区の対応

1 災害対策本部等の運営

(1) 災害対策本部【危機管理部】

○本部長室会議 全 16 回（令和元年 10 月 10 日～10 月 18 日）

○主な決定事項等

令和元年 10 月 10 日 災害対策本部設置(第 1 回)

12 日 多摩川洪水に関する避難準備・高齢者等避難開始発令(第 4 回)
多摩川洪水に関する避難勧告・土砂災害警戒区域への避難
勧告発令(第 5 回)

多摩川洪水に関する避難指示(緊急)発令(第 6 回)

玉堤 1、2 丁目浸水被害地域への自衛隊派遣要請(第 7 回)

13 日 避難情報解除(第 9 回)

18 日 災害対策本部廃止および災害復興本部設置(第 16 回)

(2) 災害復興本部【政策経営部】

台風第 19 号の接近・通過に伴い災害対策本部を設置し、区民の安全を第一に災害情報等の発信、自主避難者受入施設の開設、応急・復旧対応などに取り組んでいたが、建物の損壊や浸水などの被害が多数発生し一刻も早い復旧・復興対策に取り組んでいくため、災害対策本部から災害復興本部に移行した。

○本部会議 全 3 回（令和元年 10 月 18 日～令和 2 年 8 月 31 日）

○主な決定事項等

令和元年 10 月 24 日 災害復興本部の体制、復興対策等の課題整理

11 月 7 日 風水害総点検の実施（12 月より災害対策推進委員会にて
対応）

12 月 9 日 住民説明会の実施、区民支援業務の整理

※令和 2 年 8 月 31 日 災害復興本部の廃止

(3) り災証明対策本部【地域行政部】

各まちづくりセンターにおいて、被災者の生活再建に向けた各種給付金や支援金等の申請に必要な「り災証明書」の申請受付を行ったところ、特に被害の大きい玉川地域において、多くの被災者からの申請を受け、証明書の発行に向け迅速に対応するため、り災証明対策本部を設置した。

○本部会議 全 7 回（令和元年 10 月 31 日～12 月 6 日）

○主な決定事項等

- ・ 応援体制の規模や人員の調整
- ・ 災害救助法適用に伴う判定調査方針の検討・決定
- ・ 本部運営状況の報告
- ・ 判定調査状況の報告
- ・ り災証明発行状況の報告
- ・ その他課題事項の審議、調整

2 住民説明会の実施【玉川総合支所・砧総合支所、危機管理部、土木部】

(1) 第1回（多摩川浸水被害に関する住民説明会）

○開催日時等

令和元年12月21日（土）玉堤小学校体育館 参加者430名

令和元年12月22日（日）二子玉川小学校体育館 参加者280名

*両日とも午後2時～4時

○説明内容

台風第19号の被害状況

これまでの区の対応

支援制度等について

質疑応答

*終了後、ブースを設置し個別相談を行う

(2) 第2回（浸水被害への区の実施に関する住民説明会）

○開催日時等（予定）

令和2年7月19日（日）玉堤小学校体育館

① 午後1時30分～午後3時 参加者72名

② 午後4時30分～午後6時 参加者72名

令和2年7月26日（日）二子玉川小学校体育館

午後1時30分～午後3時 参加者78名

令和2年7月26日（日）駒澤大学玉川キャンパス

午後5時～午後6時30分 参加者35名

○説明内容

風水害対策総点検の区の実施に関する具体的な取り組み

浸水被害の検証状況 外

*検証体制については後述の12（2）「浸水被害の検証」を参照

3 被災証明書の発行【総合支所、被災証明対策本部（地域行政部）】

○期間：令和元年10月15日～

（7月31日現在）

地域	問合せ件数	床上浸水	床下浸水	一部損壊	半壊	全壊
世田谷	103件	5件	2件	36件	2件	0件
北沢	78件	8件	0件	23件	0件	0件
玉川	1528件	0件	0件	190件	313件	1件
砧	114件	2件	0件	38件	16件	0件
烏山	41件	1件	0件	18件	0件	0件
合計	1864件	16件	2件	305件	331件	1件

※玉川・砧地域について、床上・床下浸水件数は、再調査の結果により被害程度を一部損壊・半壊・全壊に振り分けている。

4 災害義援金【地域行政部】

○義援金の受入状況(令和2年8月21日現在)

- ・世田谷区で募集した義援金 6,553,120円
- ・都から配分された義援金(都、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金)
 - 第1次配分 44,370,000円
 - 第2次配分(最終) 26,173,955円

○申請期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日

○申請状況および配分金額 (8月21日現在)

配分区分		対象 件数	申請 件数	1次配分	2次配分 (最終)	配分合計額
人的被害	死亡	1	1	175,000円	255,940円	430,940円
住家被害	全壊	1	1	175,000円	255,940円	430,940円
	半壊	328	328	87,500円	127,970円	215,470円
	床上浸水	100	100	17,500円	25,594円	43,094円
	床下浸水	60	58	8,750円	12,797円	21,547円
合計		490	488			

5 災害見舞金の支給等

(1) 災害見舞金【地域行政部】

○期間：令和元年10月15日～

(8月7日現在)

地域	給付額	全壊または流出		半壊または床上浸水	
		件数	金額	件数	金額
世田谷	○全壊、流出	0件	—	4件	160,000円
		0件	—	5件	170,000円
北沢	・1世帯60,000円 ・単身世帯40,000円	0件	—	5件	200,000円
		0件	—	4件	120,000円
玉川	○半壊、床上浸水	1件	60,000円	285件	11,400,000円
		0件	—	103件	3,210,000円
砧	・1世帯40,000円 ・単身世帯30,000円	0件	—	16件	640,000円
		0件	—	5件	150,000円
烏山	※上段：複数人世帯 下段：単身世帯	0件	—	1件	40,000円
		0件	—	0件	—
合計		1件	60,000円	428件	16,090,000円

※上記、災害見舞金と併せて、社会福祉協議会より緊急援護資金として1世帯5,000円を支給している。

(2) 災害弔慰金等【危機管理部、地域行政部】

①災害弔慰金、災害障害見舞金（給付）【危機管理部】

(7月31日現在)

災害弔慰金	給付額	件数	金額
生計を主として維持していた場合	500万円	1件	500万円
その他の場合	250万円	0件	—
災害障害見舞金	給付額	件数	金額
生計を主として維持していた場合	250万円	0件	—
その他の場合	125万円	0件	—

②災害援護資金（貸付）【地域行政部】

○期間：令和2年1月8日～令和2年1月31日

世帯主の負傷がない場合		都補助分	件数	金額
家財及び住居に損害がない	—	150万円	0	0
家財の概ね1/3以上が損害	150万円		1	1,500,000円
住居の半壊	170万円 (250万円)		12	19,100,000円 (うち3件は都補助)
住居の全壊	250万円 (350万円)		0	0
住居の全体が滅失若しくは流失	350万円		0	0
世帯主が負傷し療養期間が概ね1月以上の場合		都補助分	件数	金額
家財及び住居に損害がない	150万円	150万円	0	0
家財の概ね1/3以上が損害	250万円		0	0
住居の半壊	270万円 (350万円)		0	0
住居の全壊	350万円		0	0

※被災した住宅を建て直す際、その住居の残存部分を取り壊す際は（ ）の額。

6 被災者生活再建支援金（給付）【総合支所、地域行政部】

○期間：令和2年1月8日～令和2年11月11日

（8月7日現在）

複数世帯			給付額※1	件数	金額※2
国制度	基礎支援金	全壊・解体・ 長期避難	100万円	3	3,000,000円
		大規模半壊	50万円	10	5,000,000円
	加算支援金	建設・購入	200万円	2	4,000,000円
		補修	100万円	7	7,000,000円
		賃貸	50万円	2	1,000,000円
都制度	半壊	建設・購入	200万円	4	8,000,000円
		補修	120万円	56	60,342,000円
		賃貸	80万円	13	4,945,000円
単数世帯			給付額	件数	金額
国制度	基礎支援金	全壊・解体・ 長期避難	75万円	0	0
		大規模半壊	37.5万円	7	2,625,000円
	加算支援金	建設・購入	150万円	0	0
		補修	75万円	5	3,750,000円
		賃貸	37.5万円	1	375,000円
都制度	半壊	建設・購入	150万円	0	0
		補修	90万円	14	10,999,000円
		賃貸	60万円	4	790,000円

※1 国制度の加算支援金及び都制度の「給付額」は、給付額の「上限」

※2 国制度については、回答時点での申請額の合計（支出は国が実施）

都制度については、回答時点での支出額の合計

※ 玉川総合支所にて土日受付を実施。

①令和2年1月18日（土）及び19日（日）

時間：9時～17時

場所：玉川総合支所二子玉川庁舎

来所者：延べ5名

②令和2年1月25日（土）及び26日（日）

時間：13時～17時

場所：玉堤地区会館

来所者：延べ12名

7 住宅応急修理制度【都市整備政策部】

○期間：令和元年11月13日～令和2年9月18日（予定）（8月11日現在）

複数世帯		限度額	件数	金額
国制度	全壊、大規模半壊、半壊	595,000円	99件	58,205,251円
	一部損壊（準半壊）	300,000円	16件	4,596,974円

8 世田谷区被災住宅補修支援補助金制度【都市整備政策部】

○期間：令和元年12月27日～令和2年3月31日

※令和元年度申請者の内、コロナウイルスの影響により未完了となった者（8件）

のみ令和3年3月31日まで（6月17日現在）

複数世帯		限度額	件数	金額
都制度	国の住宅応急修理制度 対象外の一部損壊	300,000円	97件	25,387,000円

9 各種減免等

制度の名称	期間	件数	減免額等	所管課
住民税の減免、徴収猶予等	令和元年10月24日 ～令和2年3月31日	98件	7,023,300円	納税課
災害ごみの処理手数料等の減免	令和元年10月12日 ～2年4月11日	522件	4,065,000円	各清掃事務所
国民健康保険料の減免	減免申請受付 平成31年度保険料 (令和元年10月12日～ 令和2年3月31日) 令和2年度保険料 (令和2年4月1日～ 令和2年12月28日)	60件	3,369,924円 (令和2年7月末日 現在)	国保・年金課
国民健康保険一部負担金の免除	令和元年10月12日 ～令和2年9月30日	951件 ※レセプト 件数	3,702,129円 (令和2年8月7日 現在)	国保・年金課
国民健康保険一部負担金の還付	令和元年10月12日 ～令和2年9月30日	214件 ※レセプト 件数	642,840円 (令和2年7月末日 現在)	国保・年金課
国民健康保険受診時の被保険者証 提示免除	令和元年10月12日 ～令和2年1月31日	—	—	国保・年金課

国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	令和元年9月～ 令和3年6月分	10件	全額免除 (年度毎に年金額が異なるため、免除額も変動)	国保・年金課
建築確認申請等の手数料の免除	令和元年11月21日 ～令和3年3月31日	0件 (令和2年8月5日現在)	0円 (令和2年8月5日現在)	建築審査課 建築調整課
住民票等の交付手数料の免除	令和元年12月16日 ～令和2年11月11日	318件 (375枚) (令和2年7月31日現在)	110,900円	住民記録・戸籍課
税証明の交付手数料の免除	令和元年12月23日 ～令和2年3月31日	31件 (44枚)	13,200円 (@300×44枚)	納税課
緊急小口資金(特例貸付)	令和元年10月31日 ～令和2年3月31日	6件	貸付金額10万円	社会福祉協議会
後期高齢者医療保険料の減免	平成31年度保険料 10月～3月納期限分	50件	2,113,500円	国保・年金課
後期高齢者医療保険一部負担金の免除	令和2年4月1日～ 9月30日分	49件	診療時の一部負担金免除のため確認できず	国保・年金課
後期高齢者医療保険一部負担金の還付	令和元年10月12日 ～令和2年9月30日分 (6月18日現在)	103件	796,033円	国保・年金課
介護保険料の免除、徴収猶予等	令和元年10月期～ 令和2年9月期	延151件	減免金額 6,475,743円	介護保険課
介護保険利用者負担額の免除	令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	22件	減免金額 2,891,937円	介護保険課
障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	令和元年10月12日 ～令和2年3月31日	0件	0円	総合支所保健福祉課
産後ケア事業(ショートステイ)利用料減免	令和元年10月21日 ～令和2年3月31日	0件	(1日あたり 4,500円)	児童相談支援課
赤ちゃんショートステイ利用料の減免	令和元年10月21日 ～令和2年3月31日	1件	実績 9,000円 (1日あたり 3,000円)	児童相談支援課
子どものショートステイ利用料の減免	令和元年10月21日 ～令和2年3月31日	0件	(1日あたり 3,000円)	児童相談支援課
保育料の減免	令和元年11月～令和 2年4月	9件	138,450円	保育認定・調整課

中小企業者向け災害応急資金融資 あっせん	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	申込 8件 貸付 5件	申込額 38,500千円 貸付額 23,500千円	商業課
セーフティーネット保証4号	令和元年10月12日 ～令和2年8月11日	2件 (令和2年6月 19日時点)		商業課

10 その他の支援

支援内容・期間等		実績件数等
寄附の受入 【危機管理部】	・復興対策を目的とした指定寄附の受入 ・令和元年10月24日～令和2年3月31日	35件 1,772,000円
粗大ごみリユース品の無料頒布 【清掃・リサイクル部】	展示・申込 令和元年10月25日～11月13日 令和元年11月15日～11月27日	申込み 65件
入浴支援 【スポーツ推進部】	大蔵第二運動場入浴施設 令和元年10月14日(月)～19日(土)	利用者数 8人
入浴支援 【子ども・若者部】	野毛青少年交流センターシャワー施設 令和元年10月16日～10月19日	利用者数 4人
保健師等による被災家屋への全戸訪問 【玉川総合支所健康づくり課】	・健康・衛生面での困りごとの傾聴、相談等 ・令和元年10月17日～10月18日	訪問数 1,048軒
災害ボランティアの派遣 【保健福祉政策部(世田谷ボランティア協会)】 災害ボランティアの送迎支援 【保健福祉政策部(世田谷区社会福祉協議会)】	泥だし、荷物の整理などボランティア活動 ・令和元年10月14日～12月1日 災害ボランティアの送迎支援 ・令和元年10月16日～11月17日	延べ143件 延べ770人 実派遣回数14回 派遣職員延24名
消毒作業 【世田谷保健所】	・浸水被害家屋等への消毒作業 ・令和元年10月13日～令和2年2月7日	209件
区営・区立住宅の提供 【都市整備政策部】	・住宅提供及び使用料・保証金・共益費・駐車場使用料の免除 ・令和元年10月21日より受付を開始し、使用期間は原則入居後3ヶ月(最長6ヶ月) ※使用期間を再度延長し現在入居者有り	提供戸数 21戸

教科書の提供 【教育委員会事務局】	児童・生徒への教科書の無償供与 ・小学校3校（深沢小、玉川小、喜多見小） ・中学校2校（玉川中、尾山台中）	10人
寄附金代理受付 【交流推進担当部】	北海道厚真町にてふるさと納税による寄附金代理受付 ・令和元年10月17日～12月31日	寄附金額 819,000円 寄附件数 33件

1.1 庁内での応援体制

(1) 災害ごみ処理業務（清掃・リサイクル部）

○業務内容

- ・臨時粗大ごみ中継所（玉川野毛町公園拡張予定地）に集積した災害ごみの移動、仕分け作業

○期間、応援人数

- ・令和元年10月15日～10月18日（4日間）
- ・延べ34人（内訳：10/15：5人、10/16：9人、10/17：10人、10/18：10人）

○従事場所

- ・臨時粗大ごみ中継所（玉川野毛町公園拡張予定地）

○その他

- ・災害時における城南5区相互応援協定に基づき3区からの清掃所職員の応援
- ・延べ10人（品川区10/17：2人、10/18：2人 目黒区：10/17：2人、10/18：2人 渋谷区：10/18：2人）

(2) り災証明書 現地判定調査・発行業務（地域行政部、都市整備政策部）

・業務内容

等々力・上野毛・二子玉川・喜多見まちづくりセンター管内でのり災証明申請受付に伴う現地判定調査、り災証明書発行業務、各種被災相談問合わせ対応

・期間、応援人数（本部運営人員除く）

令和元年11月5日～12月15日（土日含む41日間（本部対応期間））
延べ1,102人（内訳：事務職延べ524人、技術職延べ578人）

・従事場所

玉川総合支所等々力庁舎、二子玉川庁舎、ほか

・その他

り災証明対策本部でのり災証明書発行件数 547件
令和元年12月16日以降各地域で発行。

1 2 その他

(1) 多摩川無堤防箇所への大型土のうの設置(国土交通省京浜河川事務所)【土木部】

台風第19号による無堤防箇所からの溢水を受けて、多摩川を管理する京浜河川管理事務所において台風に備えた仮設の大型土のうを設置した。

出水期明け(令和2年11月頃)には、堤防整備を着手する予定。

(現地写真: 大型土のう設置)



(2) 浸水被害の検証【土木部】

台風第19号の浸水状況を踏まえ、令和元年12月に、学識経験者や関係機関職員を交えた「世田谷区令和元年台風第19号に伴う浸水被害検証委員会」を設置した。

複合的な要因で広範囲に浸水被害が発生した上野毛・野毛地区と玉堤地区を対象に、浸水被害発生メカニズム、避難勧告等発令のあり方、浸水被害軽減策等について検証結果を取りまとめ、国・東京都・隣接自治体と相互に連携し区内の浸水被害を減らし区民の安全・安心につながるよう、水防活動をこれまで以上に強固にしていく。

(令和2年2月中間報告)

(3) 風水害対策総点検の実施と計画等への反映【危機管理部】

台風第19号の対応について、風水害対策総点検を実施し、課題とそれに対する対応の方向性を整理し、令和2年2月に対応方針と対応策として取りまとめ、5月に具体的取組みとしてまとめた。今後、具体的取組みについて、令和2年度修正予定の地域防災計画及び各種個別マニュアルに反映し、取組みを進めていく。

また、台風等による風水害を防止・軽減するために災害対策本部体制のもと全庁を挙げて万全を期した対応が取れるよう、風水害対応タイムライン（防災行動計画）を令和2年3月に作成（災害対策本部全体版、災对各部版）し、具体化を図っていく。

被災者等支援メニュー一覧

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先	備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準(被災の程度等)
1	一般(応急対応)	り災証明書の発行	台風や水害による、建物の被害の事実を証明する書類を発行します。り災証明書は、被災者の生活再建に向けた各種給付金や支援金・損害保険等の申請に必要なことがあります。	台風や水害により、建物に被害を受けた方	各まちづくりセンター		
2	一般(給付)	災害見舞金の支給	災害(台風第○号)により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯に、住所を管轄するまちづくりセンターから見舞金を支給します。	災害(台風第○号)により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯	各まちづくりセンター		
3	一般(給付)	社会福祉協議会緊急援護金	上記、災害見舞金と併せて、社会福祉協議会から見舞金(緊急援護金)を支給します。区から社会福祉協議会に情報提供することに同意をいただいたうえで支給します。	災害(台風第○号)により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯	各まちづくりセンター		
4	一般(給付)	災害義援金	お寄せいただいた義援金を義援金配分委員会での審議を経て、決定した配分基準に基づき配分します。	災害(台風第○号)により、被害を受けた世帯(対象被害等の詳細は、災害ごとに義援金配分委員会の審議を経て、決定します。)	地域行政部地域行政課	03-5432-2037	義援金配分委員会での審議を経て、決定する。 世田谷区で義援金を募集した場合、または、東京都や日本赤十字社、共同募金会で募集した義援金が世田谷区に配分される場合。
5	一般(給付)	災害弔慰金の支給	災害(台風第○号)により、死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	災害(台風第○号)により、死亡された方のご遺族(1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖母、6.兄弟姉妹)で、死亡された方と同居、または生計を同じくしていた方	危機管理部災害対策課	03-5432-2262	
6	一般(給付)	災害障害見舞金の支給	災害(台風第○号)により、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に、災害障害見舞金を支給します。	災害(台風第○号)により、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方	危機管理部災害対策課	03-5432-2262	
7	一般(給付)	【国制度】被災者生活再建支援金の支給	災害(台風第○号)により、居住する住宅が大規模半壊以上(全壊、解体、大規模半壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による大規模半壊以上の証明(半壊で解体した場合も含む))を受けた世帯に、基礎支援金を支給します。さらに、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための加算支援金を支給します。	災害(台風第○号)により、居住する住宅が、大規模半壊以上(全壊、解体、大規模半壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による大規模半壊以上の証明(半壊で解体した場合も含む))を受けた世帯、そのうえで住宅の建設、購入、補修、賃貸を行った世帯	各総合支所地域振興課	世田谷03-5432-2812 北沢03-5478-8000 玉川03-3702-1603 砧03-3482-1321 烏山03-3326-1202	世田谷区が被災者生活再建支援法の指定を受けた場合に適用。
8	一般(給付)	【東京都制度】被災者生活再建支援金の支給	災害(台風第○号)により、居住する住宅が「半壊」の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊の証明)を受けた世帯に、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための支援金を支給します。 ※「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、上記の【国制度】での対象となります。	災害(台風第○号)により、居住する住宅が、半壊の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊の証明)を受け、住宅の建設、購入、補修、賃貸を行った世帯 ※「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、上記の【国制度】での対象となります。	各総合支所地域振興課	世田谷03-5432-2812 北沢03-5478-8000 玉川03-3702-1603 砧03-3482-1321 烏山03-3326-1202	世田谷区が被災者生活再建支援法の指定を受けた場合に適用。
9	一般(融資)	【国制度】災害援護資金の貸付	災害(台風第○号)により、概ね1か月以上の療養を要する世帯主の負傷、または家財の1/3以上の損害、住居の半壊以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊の証明)を受けた世帯主に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 ※貸付には審査があります。	災害(台風第○号)により、次の被害を受けた世帯主 1 概ね1か月以上の療養を要する世帯主の負傷 2 家財の3分の1以上の損害 3 住居の半壊以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊)の被害 ※世帯所得条件があります。	各総合支所地域振興課	世田谷03-5432-2812 北沢03-5478-8000 玉川03-3702-1603 砧03-3482-1321 烏山03-3326-1202	世田谷区が災害救助法の指定を受けた場合に適用。
10	一般(融資)	【東京都制度】災害援護資金の貸付	上記、災害援護資金(国制度)の貸付を受けて、なお貸付金を必要とする場合は、こちらの制度により追加で貸付が受けられます。	上記、災害援護資金の貸付を受けて、なお貸付金を必要とする世帯主	各総合支所地域振興課	世田谷03-5432-2812 北沢03-5478-8000 玉川03-3702-1603 砧03-3482-1321 烏山03-3326-1202	世田谷区が災害救助法の指定を受けた場合に適用。

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先		備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準(被災の程度等)
11	一般(応急対応)	住宅応急修理制度	令和元年度台風第19号の被災者に対し、災害救助法に基づく住宅応急修理制度を実施します。	1. 台風第19号で被災し、災害救助法に基づき災証明書交付を受けた方(ただし、り災程度が一部損壊(準半壊)以上) 2. 応急修理によって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 3. 応急仮設住宅を利用しない方 ※一時的住居として区営住宅等を利用されている方は本制度の対象。 4. 「半壊」「一部損壊(準半壊)」の場合、自らの資力では応急修理ができない方(世帯)	都市整備政策部居住支援課	03-5432-2499	災害救助法に基づき災証明書等。詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせください。	世田谷区が災害救助法の指定を受けた場合に適用。
12	一般(応急対応)	世田谷区被災住宅補修支援補助金制度	台風による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、台風で被害を受けた住宅の補修工事を行う者に対して世田谷区被災住宅補修支援補助金を交付する。	・台風被害で、り災証明書にて一部損壊の判定を受けた方の内、補助対象となる補修工事を実施した住宅の所有者	都市整備政策部居住支援課	03-5432-2499	り災証明書等。詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせください。	東京都が住宅被害対策市区町村支援事業補助金交付事業を実施した場合に適用。
13	一般(減免)	住民税の減免、徴収猶予等	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて税負担の軽減や免除を行っています。	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた方	財務部納税課納税相談係	03-5432-2208	申請書・り災証明書等。詳しくはお問い合わせください。	
14	一般(減免)	【東京都制度】 固定資産税・都市計画税の減免	災害(台風第〇号)により被害を受けた固定資産(家屋・償却資産)について、申請に基づき固定資産税・都市計画税を一部減免します。(減免申請後に到来する納期限から対象になります。)	(家屋) 床上浸水または家屋半壊以上の被害を受けた家屋の所有者 (償却資産) 全償却資産の20%以上の被害を受けた償却資産の所有者	世田谷都税事務所(家屋) 固定資産税班(償却資産) 償却資産班	03-3413-7111	減免申請書・り災証明書(償却資産については、除却・修繕した資産の明細書)	東京都から実施通知等があった場合に適用。
15	一般(減額)	【東京都制度】 自動車税の減額	登録自動車につき抹消登録をすると、抹消登録された月の翌月から自動車税を減額します。り災した自動車を解体された場合は、申請により、り災された月の翌月から自動車税を減額します。	り災し、抹消登録をした登録自動車に係る自動車税の納税義務者	世田谷都税事務所(徴収管理班) 東京都自動車税コールセンター	03-3413-7111 03-3525-4066	事故車申立書、解体日の確認ができる証明書(解体証明書等)、り災証明書等	東京都から実施通知等があった場合に適用。
16	一般(減免)	【東京都制度】 個人事業税、事業所税(23区内)の減免		制度の詳細については、東京都主税局公式ホームページをご確認ください。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/agenda/19taifu.html				東京都から実施通知等があった場合に適用。
17	一般(減免・その他)	【国制度】 所得税及び復興特別所得税の雑損控除、災害減免制度等	災害(台風第〇号)により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください。	台風や水害により住宅や家財などに損害を受けた方	玉川税務署個人課税第1部門	03-3700-4131	・り災証明書もしくはその写し ・修繕費用などの災害関連支出の領収書等 ・被害を受けた住宅の取得年月・取得価額及び床面積などがわかるもの ・保険金額等で補てんされる金額がある場合その金額がわかる書類等	国から実施通知等があった場合に適用。
18	一般(減免)	災害ごみの処理手数料等の減免	災害(台風第〇号)により発生したごみの処理が必要で、り災証明書等が交付され、以下に該当する場合には、処理手数料を減免する場合があります。 ①家庭から出る可燃ごみ及び不燃ごみを大量に一度に処分する場合 ②家庭から出る粗大ごみを処分する場合 ※建築廃材は対象外 ※①及び②共に、通常区で収集、運搬、処分をしているものに限りです。	り災証明書等交付者	清掃・リサイクル部各清掃事務所	世田谷03-3425-3111 玉川03-3703-2638 砧03-3290-2151	り災証明書等。詳しくは管轄の清掃事務所にお問い合わせください。	

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先	備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準(被災の程度等)
19	一般(減免)	国民健康保険料の減免	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて減免等を行っています。	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた世帯	保健福祉政策部国保・年金課資格賦課担当(減免) 保健福祉政策部保険料収納課納付相談(徴収猶予等)	03-5432-2331 03-5432-2343	国民健康保険証、り災証明書等。 詳しくはお問い合わせください。
20	一般(減免)	国民健康保険一部負担金の免除	災害(台風第○号)により被災された被保険者が保険医療機関を受診した場合、一部負担金を免除します。一部負担金を支払って受診された場合は、後日還付致します。	被災された被保険者	保健福祉政策部国保・年金課保険給付係	03-5432-2349	国民健康保険証、り災証明書 国から実施通知等があった場合に適用。
21	一般(応急対応)	国民健康保険受診時の被保険者証提示免除	災害発生より一定期間内において、災害(台風第○号)により被災された被保険者は、被保険者証の提示がなくても氏名、生年月日、住所、連絡先を申し立てれば保険医療機関を受診できます。	被災された被保険者	保健福祉政策部国保・年金課資格賦課担当(資格確認) 保健福祉政策部国保・年金課保険給付係(医療費)	03-5432-2331 03-5432-2349	保険証・罹災証明の提示を求められる場合があります。 国から実施通知等があった場合に適用。
22	【後期高齢者医療制度】 高齢者(減免)	後期高齢者医療保険料の減免	災害(台風第19号)により被保険者が死亡又は一定の障害者になった場合、床上浸水又は住宅等が3/10以上の被害を受けた場合、被保険者の保険料を申請に基づき減免または徴収猶予します。	災害(台風第19号)により被保険者が死亡又は一定の障害者になった方、床上浸水又は住宅等が10分の3以上の被害を受けた方	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療担当	03-5432-2390	(1)後期高齢者医療保険料減免申請書 (2)り災証明書等
23	【後期高齢者医療制度】 高齢者(減免)	後期高齢者医療保険一部負担金の免除	被災(台風第19号)された被保険者が保険医療機関を受診した場合、一部負担金を免除します。	被災された被保険者	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療担当	03-5432-2390	令和2年3月31日までは、保険医療機関窓口での申告による。 令和2年4月1日～9月30日は、受診時に後期高齢者医療一部負担金免除証明書提示が必要 (1)令和元年台風後期高齢者医療一部負担金等免除申請書 (2)後期高齢者医療被保険者証 (3)り災証明書等
24	【後期高齢者医療制度】 高齢者(還付)	後期高齢者医療保険一部負担金の還付	一部負担金免除に該当する被災(台風第19号)された被保険者が、保険医療機関受診時に支払った一部負担金を還付します。	被災された被保険者	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療担当	03-5432-2390	(1)後期高齢者医療療養費支給申請書 (2)保険医療機関に支払った一部負担金の領収書 (3)り災証明書等
25	【後期高齢者医療制度】 高齢者(応急対応)	後期高齢者医療保険受診時被保険者証提示免除	被災者は、被保険者証の提示がなくても氏名、生年月日、住所、連絡先を申し立てれば保険医療機関を受診できます。	被災された被保険者	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療担当	03-5432-2390	令和2年1月31日まで
26	【後期高齢者医療制度】 高齢者	後期高齢者医療被保険者証の再発行	被保険者証等を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。	被保険者証等を紛失、汚損された方	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療担当	03-5432-2390	
27	一般(減免)	国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	住宅、家財等の財産の損害が最大1/2以上の場合、申請に基づき保険料を免除します。	住宅、家財等の財産の損害が最大1/2以上の方	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係	03-5432-2356	・最大で令和3年6月分まで ・被災状況届
28	高齢者(減免)	介護保険料の免除、徴収猶予等	一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて免除等を行います。	第1号被保険者(65歳以上)で、災害(台風第○号)により一定以上の損害を受けた方	高齢福祉部介護保険課資格保険料係	03-5432-2643	
29	高齢者(減免)	介護保険利用者負担額の免除	一定以上の損害を受けた場合は、申請により、介護保険利用者負担額を免除します。	要介護・要支援認定者等で、災害(台風第○号)により一定以上の損害を受けた方	高齢福祉部介護保険課保険給付係	03-5432-2646	
30	高齢者(一般)	介護保険被保険者証等の再発行	被保険者証及び負担割合証を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。		高齢福祉部介護保険課資格保険料係	03-5432-2643	
31	高齢者(応急対応)	要介護認定等有効期間の特例	要介護・要支援認定者の要介護認定の有効期間を1年間延長します。	要介護・要支援認定者で、災害(台風第○号)により一定以上の損害を受けた方	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係	03-5432-2912	
32	障害者(減免)	障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	国の通知により自立支援給付費や補装具費、更生医療等について、利用者負担金の支払い猶予・免除等を行います。	被災者	各総合支所保健福祉課	世田谷03-5432-2865 北沢03-6804-8727 玉川03-3702-2092 砧03-3482-8198 烏山03-3326-6115	

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先		備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準 (被災の程度等)
33	障害者(応急対応)	特別障害者手当等の特別措置	特別障害者手当・障害児福祉手当等について、支給開始月や所得制限等に関する特別措置を行います。	被災者	障害福祉部障害施策推進課	03-5432-2388		
34	障害者(応急対応)	心身障害者医療費助成制度(マル障)の特別措置	心身障害者医療費助成制度について、所得制限の特別措置を行います。	被災者	障害福祉部障害施策推進課	03-5432-2388		
35	障害者(応急対応)	ひまわり荘緊急一時保護事業	被災者は、使用料を全額免除します。	被災者	障害福祉部障害者地域生活課	03-5432-2420		
36	障害者(応急対応)	なかもつち自立体験事業	被災者は、3月の期間内、使用料を5割減額します	被災者	障害福祉部障害者地域生活課	03-5432-2420		
37	障害者(応急対応)	松原けやき寮自立体験事業	被災者は、必要と認める期間、使用料を損害の程度に応じて必要と認められた額に減額、または免除することができます。	被災者	障害福祉部障害者地域生活課	03-5432-2420		
38	子ども(応急対応)	児童手当の特別措置	被災者に対する児童手当について、支給開始月の特例、添付書類の省略等の特別措置を講じます。	被災者	子ども・若者部子ども育成推進課	03-5432-2309		
39	子ども(応急対応)	児童扶養手当の特別措置	被災者に対する児童扶養手当について、支給開始月の特例、所得制限の特例措置、添付書類の省略等の特別措置を講じます。	被災者	各総合支所子ども家庭支援課	世田谷03-5432-2311 北沢03-6804-7526 玉川03-3702-1792 砧03-3482-1344 烏山03-3326-6155		
40	子ども(応急対応)	特別児童扶養手当の特別措置	被災者に対する特別児童扶養手当について、支給開始月の特例、所得制限の特例措置、添付書類の省略等の特別措置を講じます。	被災者	各総合支所子ども家庭支援課	世田谷03-5432-2311 北沢03-6804-7526 玉川03-3702-1792 砧03-3482-1344 烏山03-3326-6155		
41	子ども(応急対応)	児童育成手当の特別措置	被災者に対する児童育成手当について、支給開始月の特例、添付書類の省略等の特別措置を講じます。	被災者	各総合支所子ども家庭支援課	世田谷03-5432-2311 北沢03-6804-7526 玉川03-3702-1792 砧03-3482-1344 烏山03-3326-6155		
42	子ども(減免)	産後ケア事業(ショートステイ)利用料の減免	被災者に対し、利用料を減免します。	被災者	子ども・若者部児童相談支援課	03-5432-2255	り災証明書	

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先		備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準 (被災の程度等)
43	子ども(減免)	赤ちゃんショートステイ利用料の減免	被災者に対し、利用料を減免します。	被災者	子ども・若者部児童相談支援課	03-5432-2255	り災証明書、子どもの健康保険証、乳幼児(子ども)医療証	
44	子ども(減免)	子どものショートステイ利用料の減免	被災者に対し、利用料を減免します。	被災者	子ども・若者部児童相談支援課	03-5432-2255	り災証明書、子どもの健康保険証、乳幼児(子ども)医療証	
45	子ども(減免)	保育料の減免	被災者に対し、保育料を減免します。	被災者	保育部保育認定・調整課	03-5432-1200	保育料等減額・免除申込書、り災証明書またはり災届出書兼証明書	
46	一般(応急対応)	消毒作業	浸水被害家屋等に対し、消毒作業を実施します。	床上浸水の被害を受けた世帯	世田谷保健所生活保健課	03-5432-2903		
47	一般(応急対応)	区営・区立住宅の提供等	住宅の損壊または浸水などによって居住継続が困難になった世帯に対し、区営・区立住宅への受付を行います。	住宅の損壊または浸水などによって居住継続が困難になった世帯	都市整備政策部住宅管理課	03-5432-2498		
48	一般(減免)	建築確認申請等の手数料の免除	台風によって滅失又は破損した住宅の建替え等にあたり、確認申請等の手数料を免除します。	り災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された住宅に居住されていた方	都市整備政策部建築審査課、建築調整課	建築審査課03-5432-2474 建築調整課03-5432-2463	・り災証明書等。詳しくはお問い合わせください。	
49	事業者(融資)	中小企業者向け災害応急資金融資 あっせん	中小企業者に災害復旧に要する資金をあっせんします。 ※利率2.2%のうち1.9%は区が補助、0.3%は本人負担 ※償還中に他の災害を受け重ねて融資を受ける場合、本人負担率は2回目以降無利子	次の1～4のいずれにも該当する方 1 災害(台風第○号)により損害を受けている事業者 2 個人の場合は区内に住所または主たる事業所が、法人の場合は区内に本店登記所在地があること。 3 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 4 個人の場合は住民税および個人事業税を、法人の場合は法人住民税および法人事業税を滞納していないこと。	(受付) 世田谷区産業振興公社	03-3411-6603	・必要書類 (1)あっせん申込書 (2)り災証明書またはり災届出書兼証明書 (3)確定申告書・決算書(税務署受付印のあるものまたは税務署が発信したメール詳細付き) (4)法人住民税・法人事業税、個人事業税・住民税の領収書または納税証明書 (5)履歴事項全部証明書または住民票 (6)見積書 (7)印鑑 ※法人か個人によって必要書類が異なります。	
50	事業者(融資)	セーフティーネット保証4号	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ※保証限度額:無担保保証8,000万円、普通保証2億円(別枠) ※保証割合:100%保証	次の1～3のいずれにも該当する方が対象です。 1 中小企業基本法第2条に基づく中小企業者であること。 2 経済産業大臣が指定した災害(台風第○号)により事業に支障を来しており、なおかつ同大臣の指定した地域で1年以上継続して事業を営んでいること 3 中小企業庁が指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量、完成工事高又は受注高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	(受付) 世田谷区産業振興公社	03-3411-6603	必要書類 (1)認定申請書 (2)確定申告書・決算書(税務署受付印のあるものまたは税務署が発信したメール詳細付き) (3)履歴事項全部証明書または住民票 (4)指定地域内で1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料、売上高等が前年同期比△20%以上であることが確認できる資料(試算表、帳簿、売上計画書など) (5)印鑑 ※法人か個人によって必要書類が異なります。	

番号	カテゴリー(種類)	制度の名称	制度概要	対象者	問い合わせ先	備考(必要書類等)	支援実施可否の判断基準(被災の程度等)
51	事業者(融資)	災害復旧資金融資	令和元年度災害または台風第21号による被害を受けた中小企業者に対して、事業の復旧に要する資金を長期かつ低利で融資します。 ※融資限度額:1企業(組合) 2億8,000万円 ※信用保証料:保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が信用保証料全額を補助します。	次の1~6のいずれにも該当する方が対象です。 1 中小企業者又は組合であること。 2 都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること(都外の事業所が被災した場合も対象となる。) 3 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている(又は、受ける)こと。 4 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと(完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。) 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支援していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。 6 令和元年台風19号又は21号による被害について区市町村長が発行する「り災証明書」等の交付を受けたこと。	東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関などの融資申込受付機関	・必要書類 (1) 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書(各1部) (2) 個人情報の取扱いに関する同意書(2部) (3) 確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分 2部) (4) 法人税又は事業税(個人は所得税)の納税証明書 (5) (法人の場合)商業登記簿謄本 (6) 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書(各1部) (7) 区市町村長が発行する「り災証明書」等 ・申込受付機関は区HPをご覧ください。	
52	一般(減免)	住民票等の交付手数料の免除	各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書の交付申請をする被災者に対し、手数料を免除します。	災害救助法に基づきり災証明書交付者	地域行政部住民記録・戸籍課	03-5432-2236	世田谷区が被災者生活再建支援法の指定を受けた場合に適用。
53	一般(減免)	税証明の交付手数料の免除	各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書の交付申請をする被災者に対し、手数料を免除します。	災害救助法に基づきり災証明書交付者	財務部納税課	03-5432-2197	世田谷区が被災者生活再建支援法の指定を受けた場合に適用。
54	一般(融資)	緊急小口資金(特例貸付)	世田谷区に住所を有し、災害による罹災証明をお持ちの世帯当座の生活費のために特例貸付します。	世田谷区に住所を有し、災害によるり災証明書をお持ちの世帯	世田谷区社会福祉協議会 ふらっとホーム世田谷 生活福祉資金担当	03-3419-2611	・本人確認ができるもの ・り災証明書
55	一般(減免)	NHK放送受信料の免除	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信料を免除します。	災害(台風第○号)により、半壊、半焼及び床上浸水以上の被害を受けた方	日本放送協会(NHK)	03-5456-2141	・放送受信契約者からの届け出により、免除対象となる方を確定。 ・詳しくはお問い合わせください。 世田谷区が災害救助法の適用を受けた場合に適用。
56	一般	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の再発行	被保険者証等を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。		保健福祉政策部国保・年金課資格賦課担当	03-5432-2331	